

第十回 参議院法務委員会會議錄第四号

昭和二十六年三月九日(金曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○派遣議員の報告

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員會を開きます。

本日は先般行いました議員派遣中、朝鮮人騒擾事件に関する件につき、派遣議員の報告をお願いいたします。

○長谷山行毅君 神戸その他の地におきます朝鮮人の集団暴動事件の調査の結果を私から御報告を申し上げます。

昨年の十一月から十二月にかけて、神戸その他関西地方に朝鮮人の集団暴動事件が頻発いたしました。多数の検挙者を見たのであります。と、きあたかも朝鮮におきましては、北鮮軍が中共軍の後援を得まして、趨勢を挽回しまして、韓国軍を南方に圧迫して来たときであります。而もこれらの事犯は、財産接收反対とか、或いは公務署の不法侵入、或いは公務執行妨害等、反権闘争の反抗であります。この時局下のような事犯の実態を調査いたしました。事件の真相並びにその原因を明らかにし、且つこれに對しましての警察の当否、並びにその警察制度のありかた等を研究し、同時にこの種の事犯に対する予防鎮圧の政策、資料を見出すことは、極めて緊要なことであり、かような調査によつて今後の治安

維持の確保に資せんとするのが、本調査の目的であつたのであります。

そこで当法務委員会におきましては、昨年十二月上旬に本国会の傍頭、この朝鮮人騒擾事件を、先に調査承認を得てあります検察、裁判の運営等に関する調査の一環として取上げることの決定を見まして、又院議によつて宮城委員、須藤委員、それに私の三議員が実地調査のために現地に派遣されることになつたのであります。以下派遣議員といたしまして、現地において調査いたしましたところを御報告を申し上げます。

調査地は名古屋、大津、京都、神戸の四市で、この四市を中心としたしまして、十一月中旬から十二月中旬に発生いたしました朝鮮人の暴動事件の真相並びにその原因、及びこれが予防鎮圧、検挙のためにとられた地方警察及び検察陣の行動を調査の主眼として調査いたしましたのであります。

先ずこの事件の概要を申し上げます。思います。これは時間の関係もあり、りますので、このお手許に差上げてあります。神戸、京都、大津、名古屋における朝鮮人騒擾事件の調査報告書摘録、これをお読み願ひまして、これが、更にここに附加して申上げたものは、この調査報告に對しまして、私どもが調査したその結果について何か結論的なものをもまとめまして御報告申上げたと思つたのであります。が、それに対しての見解が、委員間に異

なるものがありましたので、この摘録には事実だけを書いて御報告した次第でありまして、これに對する見解につきましては、調査委員の各自から申上げて、この委員会において御決定を得たいというふうに相成つた次第であります。

そこで私の、この調査についての結論的な見解を申し上げます。存じます。が、先ず本件の実質的な内容であります。これは各事件の形は、大要これに書いてあるような通りであります。そのいづれもが或る行政上の措置を求めようとする陳情とか要求をなすための集団示威の行為が阻止せられたために混乱状態を醸し出したとき外貌を呈しているものであります。これを現地において収集、見聞いたしました。諸般の資料に基いて質的に検討いたしますと、以上の各地の事件は、いづれも先ず第一に、大部分は北朝鮮政府支持派に属する、いわゆる北鮮系の朝鮮人からなるところの集団の有機的行動であると思つております。即ち団体としての意思と機能を持つているかのごとくに思われるのであります。

更に第二は、同時再発的と申します。即ち十一月中旬から約一カ月の間に、この事件を總括的に御覧になるに便利なようにこの表をお手許に差上げてあります。が、この一覽表にあらますように、各地において殆んど形を同じくするような暴動事件が頻発した点であります。事件の起つたときは、十一月中旬から十二月中旬にかけて、

即ち朝鮮で北鮮軍が勢力を盛り返して、南鮮軍を朝鮮の南方に圧迫進攻して来たときでありまして、南鮮に接近するところの日本の重大な関心を呼んだ當時であつたことが明らかであつたのであります。

又第三には、これらの集団行動の態様と申します。騒擾の行きたが、各地の事件の動きに極めて多くの類似点、共通点が見出せる点であります。即ちその共通性の第一は、多数の者の集団が公務署、又は接收建物におきまして、公務員にいろ／＼な要求を持ち出し、一応の答弁があつても、なお執拗に同一の要求を繰返し、公務員から退去を求められても退去せず、警察官の鎮撫にも耳をかさず、その退去強制に遭うと、怒号したり怒罵、投石、或いは擲る、蹴るというような方法を以て抵抗するというようなやりかたでありまして、これは集団の威力を利用して相手を威迫し、一般の静謐秩序の破壊は勿論それが犯罪を構成することにも顧みなかつた様子が、殆んど各事件に共通して見られるところであるのであります。更に共通点の第二といたしましては、かかる行動の始終は各行動者が初めから予期し、不退去の罪とか、公務執行妨害する罪、これを集団で敢行したのであります。これはまさしく現在の制度に対する暴力革命的色彩を持つておる行為であることが窺えるのであります。更に第三といたしましては、本事件を起した集団中には、教師に引率された小学生或いは中

学生等の児童等を含み、学校教育問題外の、例えば十一月二十日の神戸の長田区役所における生活保護法適用、或いは市民税免除要求、或いは同月の二十四日長田警察署における全相編の釈放要求などの集団行為においても、それ／＼スクラムを組んで、警察自動車のを発進を妨害するのだと激しい行動をなしておる有様でありまして、この児童の参加ということも、これは神戸、京都、大津、名古屋の各事件に共通するところでもあります。而もその児童の行為は、いづれも非常に果敢でありまして、又相当訓練を受けたと思われするような行動に出ておるのであります。第四といたしましては、この異色ある共通点といたしまして、集団行動に参加した者は、大部分が国際共産主義政治の北鮮政府を支持する朝鮮人でありまして、その中には日本共産黨員も含まれておつて、これらの者が集団行動の指導的地位にあつた事実であります。

次にこれらの集団行動の目的であります。が、何を目的としてなされたものであるかという考察であります。この点につきましては、私の見るところでは、本件の朝鮮人の集団行動は、いづれも南鮮、北鮮を共産世界政府の傘下に統一しようとするところの北鮮軍の暴力革命運動に呼応したもので、民主日本における反共勢力を破碎、攪乱しようとする、いわば北鮮軍の尖兵的役割を演ずることにあつたのではないかと思つたのであります。

尤もこの点につきましても、各事件はいずれも生活に困窮しておる朝鮮人が、その生活権擁護のために職安闘争或いは反税闘争等の挙に出たまでのことであつて、参加者の中から不退去その他の反則者を、或いは非法行為者を出すに至つたことも、計画的なものではなくて、或いは警察官の不当な圧迫によつて挑発された、或いは陳情要求に熱中した余りに、少々行過ぎた合法の線を逸脱した者もあつたが、これは決して行動本来の目的じやなかつたのであるといふような見解を、私も派遣議員に陳情する者もあつたのであります。併しながら、例えば名古屋、山事件のごとく、接収建物内に多数の接収反対者が、我々の会館を死守せよ、というスローガンの下に、或いはマイクを具えていろいろ接収反対のアジ演説をしたり、門を閉ざして中に立籠り、接収に対する実力抗争を事前から準備し、又神戸の長田区役所事件或いは名古屋県庁事件において見るように、砂利とか目潰し用の唐がらし、これは砂をまぜた唐がらしであります、或いは手ごろの棍棒を携行して、警察官の実力行使に備えたというようない、二の例がから見ても、この騒乱事件の結果は、予見された事柄、即ち実力による接収、又は退去強制に対しては砂利とか石、煉瓦等、或いは目潰し用の唐がらしを投げたり棍棒で殴つたりしてこれに抵抗しようという計画を以て、その通り実行したものであつて、騒乱の結果は決して偶発的なものではなくて、当初からの計画に基いておつたことは明らかに見るるのであります。又更にこれらのことを裏付けるものとしては、各騒乱のこの

参加者は、地元以外の他の地域から動員された者が極めて多いのであります。十一月二十七日の神戸事件では、検挙者が百九十三名あるものであります。そのうち神戸在住者といふのは三十四名に過ぎないので、他の百五十名といふ者は他の地区から参じた者で、遠く岡山県からも来ておるのがあるものであります。又十二月一日の大阪事件の検挙者は四十二名であります。そのうち地元のは十六名で、他は県下の各地から来た者である。かような点等を考察する場合に、これは当初からの計画に基いた暴動行為でなかつたか。そしてかかる暴動行為の非法的行為の目的が、單に生活権擁護のためにする運動にあつたと見ることが、到底理解できないのであります。次にこれらの事件の指導系統と申しますか、さうな点についての私の見解を申上げたいと思つております。結局本件の集団行為の態様がすべて反権闘争的である。組成分子の多くが、世界共産主義の北朝鮮政府支持者乃至その同調者である旧朝鮮連盟系の者である。又その高唱放吟するところの革命歌があり、或いは「資本主義の犬吠三年後には人民裁判にかけて殺してやる」などと、警備の警察官等に怒鳴つておるのであります。又神戸において九月十五日には地下工作隊の一斉検挙があつたのであります。この地下工作隊の革命運動の方法等については、この点を申上げたいと思つて、これはこの特別工作隊といふのは、一昨年の九月に民主青年同盟が解散せられまして、左翼系の朝鮮青年たちの活動が一時停頓の状態に陥つてお

りました。これに代るべきところの組織の急速の改変強化を急いでおつたのであります。ところが昨年六月二十五日を境としたしまして、あの朝鮮事変が勃発いたしましたから、在日の朝鮮青年の反帝闘争にも大きな影響を與えまして、運動方針の尖鋭化に拍車をかけたことは、従来のこれらの青年の行動から見て明らかに認めらるるところであります。特に「武器の輸送拒否」或いは「帝國主義者の内戦干渉に絶対反対する」等の闘争スローガンは、これは共産党の提唱と相待つて共同闘争の好機を醸成した観があるものであります。そして神戸兵庫県下にいま明石、有馬、加印等に、この地方に四つの支部を結成して、兵庫県朝鮮青年戦線委員会と称するものを作り上げ、引續いて各地の組織拡張に努めた結果、九月十五日に工作隊の一斉検挙に至るまでには、東神戸、西神戸を中心とする県下各地に十八カ所の支部、結成に成功しておつたのであります。そうしてこの工作隊の訓練が、この各支部組織を活用しまして、指令を迅速に徹底せしめ、工作活動の基本的な基盤となつておつたといふことは、最も注目を要する点であるのであります。更にこの工作隊の目的であります。これは従来の宣伝啓蒙運動の域を脱しなかつた活動方針を急転回いたしました。祖國の危機に直結する在日鮮人の緊急任務を遂行しなければならぬといふ機を全国に発し、その一つとしては、各地域的に拠点を明確に定め、その拠点を中心にして集中的、執拗な工作宣伝を遂行すること、二として、各拠点、これは重要工場、

鉄道、船舶等であります。これらの経営を中心に、これに対する特別対策委員等を設置いたしました。特別工作隊の活動を容易ならしめること、三として、これらの活動は広く日本人大衆及び日本人労働組合組織員に浸透せしめ、協力を得ること。四といひまして、以上の工作を主観的な満足で足ることなく、各労組の日常闘争に結びつけて、経済闘争を通じて政治的闘争に高めることに留意すること等の基本方針の下に、当面の任務を遂行するためには全国的な工作活動を展開するよう意図していたことは、これは工作隊一斉検挙の際に押収された、祖國解放戦争と在日朝鮮青年の当面する緊急任務と題する証書書類によつて明らかにされてゐるのであります。更にこの工作隊の形態であります。この工作隊の基本的構成形態としては、一つとして既存の青年大衆団体、例えば青年会、朝鮮青年戦線等の組織を活用して、地方の状況に応じ、県、地域別に当面の工作拠点を目標として、工作実習を通じ訓練を行うこととし、訓練生の訓練終了と共に後続訓練生を入所せしむるよう努力し、大衆組織に対する訓練の必要性を徹底せしむることにより、年齢三十歳未満の青年は、進んで参加することを義務とするまでに向上せしむる。三として、右訓練を遂行することによつて、大衆組織員が工作隊の訓練を一通り完了し、事態に即応して随所に工作活動を展開でき得る対策を講ずることを究極の目的とする。こと等の指導方針を決定いたしました。兵庫県におきましては八月十日より訓練に着手したのであります。そうして八月十日から十日間を第一期

と定めて、これを西神戸朝鮮人小学校で行い、八月二十日から二十七日までを第二期として東神戸朝鮮人小学校で行い、又二十八日から九月の三日まで第三期生の訓練期間として、その訓練を実施したのであります。第一期生が十名、第二期生が十五名、第三期生が二十名、計四十七名の訓練を終了して、更に第四期の訓練に着手しておつたのであります。そうしてこれらの工作実習中及び訓練終了後に反戦ビラを撒布して、神戸市内だけでも八カ所に約一万五、六千のさようなビラを撒布した。現行犯として検挙せられた者が二十八名に上つておるのであります。更にこの構成を見ますと、一斉検挙の際に、工作隊員名簿並びにその編成表といふものが押収されておりますが、これによりますれば、姫路、明石、赤穂、尼崎、伊丹等の県下の各地から訓練に参集しておりまして、第三期生の訓練終了と同時に、前から終了しておる者を合しまして中隊を編成し、更に今度は中隊を分けまして小隊、班等を編成して、各班二名乃至三名を基準単位として、八月の中旬頃から連日のごとく各所にビラ活動或いは家庭訪問等を行なつていた模様のごとくであります。県下の工作拠点は、神戸港労働者、川崎造船、神戸製鋼をはじめ、阪神の重要工場に至る各施設を網羅しておつたのであります。而してこれら工作隊員のうち九名の点を見ましても、彼らがこの種の暴動事件の指導的役割を演じておつたことが推測され得るのであります。更にこの工作隊と関連した問題とし

て、昨年の九月九日に東神戸小学校の一齊検索を実施した際に、共産党の四百十五号という指令が押収されておるが、これは党の中央指導部よりの府県委員宛の指令であります。これには朝鮮問題は日本革命の主要な一環であるから、本件を繞る朝鮮人の活動には、各組織においてあらゆる協力をせねばならないと同時に、朝鮮人自身も独善的闘争に陥ることなく、日共の指導下に活動する基本線を速かに決定して、一致した闘争に起ち上らねばならないという内容のことが記載されておるのであります。これらによつても推測されるように、朝鮮人の急進分子の焦燥感による破壊行動が、この日共の指導部と合体いたしまして、明石、神戸、或いは尼崎等の各所に転々と移動して、秘密裡に訓練を続行しておつたような模様でありまして、これらの工作隊員という者は、今回の集団陳情、騒擾等にはいづ／＼のところに、時と更に所の如何を問はず、目標に向つて参集して、常に戦端を発しておつたことが推測されるのであります。かような事情と当時の社会情勢を考慮合わせますとき、これらの集団行動のおつた昨年の十一月、十二月の頃は、民主主義国家群と共産主義国家群との冷戦の酷であり、その国際外交もしばしば危局に立つて、いつ砲火の戦に突入するかも知れないという情勢の下に、国際共産主義の北朝鮮政府軍が、反共民主主義の大韓民国をその治下に統一するため、中共軍の援けを得て、武力によつて再び三十八度線を越えて南鮮に侵攻していたときでもあり、又日本共産党の幹部員の八氏が地下に潜入、長きに亘つて消息が明らかにされなかつた

めに、いろ／＼の何らかの牽連がないか、何か政治的な変革を企図する策謀があつたのじやないかというよう不安が流れており、又他面におきましては警察予備隊は、まだ幹部員の任命もなく、隊員の訓練も緒につかないという有様で、これらに敗戦下の窮乏生活から来るところの不安感とか焦燥感も手伝つて、端的に申上げますれば、人心がかなり動揺しておつた時期でありますが、かような情勢下に多数の北鮮系の朝鮮人の集団行動が行われたこと、並びに各事件に共産党員、又はその同調者も参加しており、殊に集団行動を使ひ、卒先助勢したものとして検挙せられた者にこれらが多かつたことなどを総合して考える場合に、本件において調査の対象とした事件は、暴力革命の前哨戦としての権力闘争的な目的を持ったものではなかつたかと思はれる点が極めて濃厚なのであります。これを單に生活権擁護の目的でやつた集団示威運動に過ぎないものと見ることは、実情に沿ふ無理な見解ではないかと思はれるのであります。これらの事件を通じて、その性格に対する私の見解を結論的に申上げますれば、本件の集団行動が以上申し上げました通りの実質内容を持つておることから推しまして、本件事件の性格は、要するに民主資本主義政治に反対してこれを共産主義化せんとする暴力革命闘争の色彩が極めて濃厚であることと断ぜざるを得ないのであります。而もこれら一連の暴動事件は、朝鮮動乱における戦況の推移と相呼応する様相を呈しておつたと言わざるを得ないと思ふのであります。

本件の結論は今後当委員会の決するところ、に待つておられますが、最後に私は現地において見聞したところから感じましたところを申し上げますと、共産主義の政治は、民主主義国である日本におきましては、性質上実施することを得ないのでありますが、本件の事件においては、行動に参加した者の大部分は朝鮮人であるといひながら、相当の同調者を得て、政治闘争を展開し得た事実に対しては、各種の考察がなされるものと思はれるのであります。ただ私はここでは、二つの項目を指摘して御参考供したいと思ふのであります。その第一は、この種の政治闘争は、二つの思想の世界的な対立抗争の一環でありますから、これが対策は、二つの思想の調和の上にこれを求めるか、或いは共産政治を否定する方向に求めなければならぬ必然にあるのではないかと一応点であります。第二は、本件は朝鮮人によつてなされたことであるが故に、特に朝鮮人対策が考えられなければならないことである。現在日本在住の朝鮮人は約六十万おるのであります。その大部分は、国内の平和と秩序ある生活を希望して、日本にとどまつた人々であらうと思はれるのであります。が、一部の不良分子の破壊行動は、日本の治安に有害であるのみならず、朝鮮人一般に対する日本人の感情を悪化して、善良なる朝鮮人に非常に大きな迷惑を及ぼしておると思はれるのであります。かような点から考えましても、これに対する適切な対策を立てる必要があらうと思はれるのであります。

本件のような集団行為を今後防遏する方法は、法の許容する範囲におきまして、第三国人の権益を害することなき行政措置を講じて、いやくも不当な待遇をなすことのないように留意すべきは言うまでもないことではあります。が、政治革命の手段として非合法の行動をなす者に備えるためには、治安維持のために警察の制度、施設の整備、充実に喫緊事であり、又特別の行政措置として、外国人登録令による本国送還の手続を、時期を失ふことなく勵行することが有効適切であるのではないかと考えられます。この本国送還の措置は、日本人の人口、資源、政治、経済上の現状から見ても、又騒擾事件のごとく、少数の指導者の煽動、指令によつて醸し出される集団の反法行為は、これらの指導者を去れば、発生の源がなくなるといふ見地からいたしまして、得るところの効果が極めて大きいものと思はれるのであります。なお思想の自由を名として、その宣伝のためとする手段の非合法を正当化しようとする考え方は、国法上許されるところではありません。違法の行為をなす者に対しては警察、検察の職にある人々の、法の運営は飽くまでも厳正なることを要し、その意味では第三国人と區別すべきではないのであります。が、事情に慣れぬ人々に対しては、特に事理の理解を容易ならしめるために、細心の注意と誠実な応接態度が必要であり、誤解や無理解から生ずる紛争を避けることを特に心掛けねばなると思ふのであります。以上を以て私の報告並びにこの事件に関する私の見解を申上げた次第であります。

○須藤五郎君 朝鮮人の問題につきましては長谷山委員、宮城委員、私と三人が名古屋から神戸のほうに調査に参りまして、その結果、一つの意見がまともなれば、それに越したことはないと思つて参りましたが、三人が三様の、三通りの意見が出まして、一つの意見が出せなかつたということは非常に残念なことだと思ふのです。この一つの同じ問題をつかまえて、一つの意見が出なかつたということが、即ちこの事件の非常に複雑な点だらうと思ひます。私は今同僚長谷山さんの話を伺つておりました。長谷山さんの論告を聞いておるような気がしましたのですが、今度は私が須藤弁護士のような立場をすることになると思ひますが、一つお聞き願ひたいと思ふのです。それは只今長谷山さんのおつしやつたことに一々私は反駁をして、討論をしようという意思は頭持つておりませんが、これに關しまして私の所信を述べたいと思ひます。従つて長谷山さんの意見と大分違つたところは出ると思ひますが、御了承願ひたいと思ふのです。

今長谷山さんの話を伺つておりますと、大体検察庁側、又市警側の調査した資料によつて長谷山さんの意見が組立てられておると思ふのです。その被告側と言ひますが、朝鮮人側、彈圧を受けた側の意見が少しも採擧されてなかつたといふことが、一つ私は残念に思ふ点であり、又今裁判が進行中であり、検察庁側の又今裁判が進行中であり、確定されてない今日の段階におきまして、検察庁側の意見を主として採擧されたといふことに対しては、私は非常に遺憾に存するものなんです。私は今度の事件を率直に申し上げますと、長谷山さんの先ほどの、この事件の起りはやはり朝鮮人の生活の問題だと、それが起りのように長谷山さんも

おつしやつたと思いますが、私は徹頭徹尾、これは朝鮮人諸君の生活の問題だと、そういうふうに見えるのです。そうして我々は、この調査に出ました目的をいろうと書いて見ますと、今度の事件が騒擾罪という性質のものかどうか、單なる公務執行妨害か、或いは騒擾罪とすべきという性質のものであるかどうかという事の認定をすること、それから今度のことが計画的に準備されてやられたものかどうか、突発的に偶発的に起つたものかどうかという点、それから今度の名古屋から神戸までの、あの名古屋、天津、京都、神戸と、そこに起つた四つの事件が、統一した組織の指導によつてなされたことかどうかという点、それから皆さんが最も関心を持たれた点は、この事件が共産党の指導によつてなされたかどうかというこの四つの点でなかつたかと思うのです。それで私はこの四つの点から少し私の意見を申述べたいと思います。

第一の騒擾罪に適したことがあるかどうかと申しますと、私たちは、調査しました名古屋、天津、京都、神戸の四つの都市の検察庁におきまして、名古屋は單なる公務執行妨害だと、そういうことを検事長初め検事正も私たちに言つておるのであります。ですから名古屋の問題は單なる建物の接收に始つたことで、これは公務執行妨害に過ぎないといふことを検察庁でも言つておりますが、大津の検事正は、まあ騒擾罪という言葉を使つておるようですが、併しそれも余り強く表現しておらないのです。それから京都におきましては、これは全然問題にしてない、私たちが京都に参りまして、調

査に來たといふことで行つて見ますと、京都には全然朝鮮人の事件はありませんよといふような返事なんです。何を調査にいらつしやいましたかと、そういう態度で京都の検察庁なり市警は我々に臨んだのであります。この言葉で大体京都のことは御了解願えると思うのです。ただ騒擾罪として強く取上げようとしておるのは神戸だけだつたと、そういうふうには私は思います。

それから第二の、これが計画的に準備されたものであるかどうかという点なのであります。その一つの理由として、長谷山議員は、同じ形で今度の問題が出て來ておるといふ点を強く主張をしていらしやるようであります。私はそれは思はないのであります。問題は同じ形で現われていた、その最大の原因は何かと言いますと、名古屋から京都、恐らくこれは日本にいる朝鮮人諸君全般の生活の実態が同じであるという点にあると思うのです。どこでも貧しい人たちが若しも要求するとなれば、年末闘争はどこでも起ります。これは日本の労働組合でも、年末になればどの組合でも生活擁護の立場から越冬資金を要求する運動は起つて來るのであります。朝鮮人の生活は、戦後からだん／＼苦しくなつて、今はもう非常な苦しい立場に置かれておるのであります。その朝鮮人の生活が如何に苦しいかという例はたくさん我々のところに訴えられて來ております。又調査に参りました私たちが、直接向うで話を聞いておりました。それはこの調査報告書の中にちゃんと收められておりますから、私が今短い時間ですぐと申上げる必要はないと思ひますから、御覽を願ひたいと思ひるのであ

ますが、一つの例をとりましますと、戦前、戦争中から戦後三百五十ほどのゴムの工場が神戸にはあつたのです。これは朝鮮人はゴム工業を主としてやつていたのであります。最近は大きな資本に圧倒されて、ゴムの値上りやいろいろのことで、だん／＼と工場が潰れて、現在は約三十ほどしか残つていない。失業者はだん／＼と殖えていく。それでまだ写真の材料もありまから、朝鮮人の生活の悲惨な写真なども持つて來ておりますから、どうぞあとで御覽下さいましたら、よくわかつて頂けると思ひますが、日本人は終戦後ちやんと工場に入つて働くことができたのであります。戦争中強制労働を強いられて、朝鮮から否応なしに日本に引張つて來られた朝鮮人が、終戦と同時に工場から放つぽり出されてしまつた。そうして朝鮮人であるがために工場で働くことができなくなつた。そうしてしようとなしにかつぎ屋をやつたり、又密造酒を作つたり、ああいう心にもないことをやつて、細々として皆生活を立てていたのであります。これもなか／＼困難になつて來た。それから昨までは朝鮮連といふような大きな組織がありまして、その組織の力によりまして相互扶助的なことがなされていたのであります。したが、これが解散をさせられてしまつたためにそういうことが困難になつた。あらゆる点から日本人以上に朝鮮人は今生活が苦しくなつておるのであります。その苦しくなつておる、生活の苦しい朝鮮人諸君が、日本各地で同じような年末的な要求をするといふことは、これは当然だと思ひます。又生活保護法の適用を求めて、各都市で朝

鮮人が官庁を訪問するといふことも、これも当然のことだと思ひます。そういうことが結局スムーズに官庁側から受入れられないためにそこで軋轢が起つて來た、それが同じ形で現われて來た。そういうふうには私は考えるのであります。同一形態で現われたという根拠は、私はそこにあると思ひます。昭和三十年代に日本に會つて米騒動が起つたと思ひます。あれは一挙に一升の米が五十銭になつた、そういうことで日本各地に米騒動が起つた。富山に起つて、東京に起つて、大阪、兵庫と、ずつと燎原の火のごとく日本全国にそれが拡まつてしまつた。あれは何も統一した組織の下にあらうことが起つたのではない。而もあの当時は、共産党はまだ日本にはありませんでした。共産党がなくても、そういう状態が国民の中に、生活として起つて來れば、人民といふものは皆立上つて來るものなのです。そうしてその立上りかたは、生活状態が同じならば同じ形を以て起つて來るのが、これが人民の姿なんです。その姿を忘れて、同じ形が來たから、これは一つの統一した指導の下に、又組織の下に起つたといふふうには断ずることは、私は賛成できないのであります。それから共産党の指導といふことがよく言われておるのであります。衆議院の調査団は、東京を出発するときに、もうすでに何か結論を持つて調査に出られたやうな感じがしたのであります。共産党は決して今度の朝鮮人の問題に對しまして指導はしていないのであります。私は共産党員であります。共産党があれを指導したといふことを聞いておりません。ただ共産党は常に

社会の現象に對しましては深甚の注意を拂つておるのであります。そうして常に人民の立場に立つて、弱者の立場に立つて戦うのが、これが共産党の使命だと思つております。ですからどういふ場合にも、どういふ所にも人民の闘争が起れば、共産党はそこへ参りまして、その闘争を援助し、激励するといふことはあり得ると思ひますが、決してこの社会に現われて來るすべての闘争が、共産党の指導によつてなされていくといふふうには考えられないことも、これも早計だと存じます。私が今まで述べましたことで、大体今度の事件の起つた原因なり、その背後関係といふことに關しましては御了解が願えると思ひます。

それから朝鮮人諸君の立場に立つて皆さんに一応考へて頂きたいと思ひます。これは、これは曾て日本の植民地であつた朝鮮の諸君も、今日におきましては立派な独立国として、彼たちは誇を持つておるといふ点であります。ところがその朝鮮人諸君に對しまして、今日我々がやはり戦前のごとく、戦争中のごとく、相も変らず植民地朝鮮としての氣持がまだ我々の心の中から完全に抜けていないといふことでもあります。ですから我々は、朝鮮人諸君のやることなすことに對しまして、朝鮮人といふ、やはり人種的な、民族的な偏見を以て眺めることがあるのではないだろうか。その点も我々はよく反省して、朝鮮人諸君のやることを見てやつて上げて頂きたいと思ひるのであります。この朝鮮人が独立国になつて、そうして民族的な誇を持つたときに、今度の学校問題などは非常に大きな問題となつて出て來るわけなのであります。

独立国の人民であれば、必らず自分の国の国語で、そうして自分たちの自主性の下に子弟の教育、即ち将来の朝鮮を背負つて立つ國民を教育したいという氣持を持つことは、これは私は獨立國民としては當然のことではなからうかと思ふのであります。日本人が今ブラジルに行つて、サンパウロに三十万の日本人がいる。そのサンパウロにおきまして、日本人がやはり日本人の學校を持つことを主張してゐるのであります。日本語の新聞を発行し、日本語で教育する學校を持ちたいと言つて主張してあります。ところがそれがあちらでは許されなために軋轢がよく起れております。我々が遠くここに離れておりまして、ブラジルにゐる日本人諸君が、そういう氣持を持つことが間違つてゐるかどうか、やはりブラジルにゐる日本人が、自分たちの子供を將來又日本に帰したいと思ふときに、日本語で、日本人としての文化を教育する學校を持ちたいということは、私は無理のないことではなからうかと思ふのであります。ですからブラジルにゐる、又サンフランシスコなりカリフォルニア州にゐる我々の同胞のことを考へて、この朝鮮の學校問題も皆さんの良識に訴へたいと思ふのであります。朝鮮語で朝鮮の文化を教育する學校を持ちたいと、これは當然のことだと思ふのです。ところがそれが許されないうところ、朝鮮人の學校問題の常起る原因だと思ふのであります。神戸では一昨年そのために大きな問題が起りました。その後神戸の學校は、便宜的にやはりあの東神、西神という二つの學校が認められて、そうして神戸市の保護によつてその學校が經營され

て來た。それが學校の敷地の問題、受継ぎ問題、又それに対する弁償の問題や、いろいろなことが未解決のまま今日までこんがらかつて來て、そうしてそのために朝鮮人の學校の先生たちが非常に生活に困つてゐる。一人の先生が七、八万円も月給の未拂が残つてしまふ。そうして先生たちは生活に困つて、子供たちが家から一握りずつ米を持つて來て、その米を炊いて喰べることによつて學校の教育を續けてゐるという、こういう悲惨なことが續いてゐたわけなんです。そこに今度の神戸の學校問題を主とした今度の神戸の問題が起つてゐる。ですから神戸の問題は、生活保護法の適用を受けに來た、それが素直にうまくやつてもらえないためにあそこまで大きく發展した。それから今申しした學校の問題、この二つが原因となつて今度の事件が起つてゐるのであります。生活保護法の問題に關しまして、私は問題の中心であつた長田区の區長さんに実は私は會つて参りました。私たち三人が参りましたときは、區長がいなくて、庶務係のかたに會つたんですが、私はあとから参りまして、區長に會いました。私はこの區長の言つたことをそのまま寫して参りまして、これを調査報告の中へ実は入れて頂きたいと思ひましたが、一人が参つたために実はこの中に入れないといふことで、参考として述べることになりましたので、私はここにその區長との話合ひを述べて皆さんに聞いて頂きたいと思ふのです。そうして必要があれば一つ區長さんを証人としてこの委員会に喚問して頂きたい。そういうふうには私は希望するものであります。

先ず今度の起りは十七日から起つてゐるのであります。十一月の十七日です。そうしてその十七日に朝鮮人諸君が十二、三名、區長は十二、三名來たと言つておりました。係の者は二十名ほど來たと言つておりましたが、その十二、三名が區長に面會を申込んで参りました。要件は、税金を付けて欲しいといふこと、それから納税組合を作つてこの税金問題を解決したいから、納税組合を結成したいといふこと、又生活の實情を調査して欲しい、こういうことを數願に行つたのであります。そして區長はこれに對しまして同意を興え、調査をしようと言つたところが、それではこれまで溜つてゐるところの延滞料、税金を納めないために溜つた延滞料を付けてもらえないだろつかといふ話が出たので、延滞料の話を今日出されては困る、そういうことを出すならば、この話は白紙にしなければならん、そういうことを返事したと言つておるのであります。併しその前にした申告の再調査をしよう、そして又、その再調査するために必要な資料を出して欲しいといふことを區長は述べておられます。それから税務課長のほうへ話を置いて置から、そちらで相談をするようにと言つて、その日は穩やかに朝鮮人諸君は歸つておるのであります。それから二十日の日に、今度は十七日に行つた人々と違つた人たちが八十人ほど参つたそうでありまして、そのときの要求は、生活保護法を即時適用して欲しい、それから市民税を減免して欲しい、それから今日喰べるパンにも我々は事を欠いておるか、パンを與えて欲しい、そういう要求を持つて行つたそうであります。

で、區長は、それでは八十人も會うのは困るから、お前たちの中から數名の代表を出したらどうだといふことを言つたら、我々は皆が殆んど代表者として來てゐるのだから、我々個々の話を聞いて欲しいという要求があつた、それで交渉のために區長は室に閉じ込められた。併し暴言は吐いたが、その日は何ら暴行はされなかつた。そして係員が、常々必要ときには警察に連絡をするようにと係に言つてあつたので、自分は警察に呼ぶように言わなかつたのだが、係員が自分の知らんうちに警官を呼んで、それで警官がやつて來た、そこで警官とその朝鮮人諸君との間にござつたのがあつたが、區長はこの問題には自分が解決する、自分の責任において解決するから、警官も朝鮮人諸君も、余り騒がないで靜かにして欲しい、お互ひに靜かに話合おうじやないか、そして皆歸つてもらいたいといふことを區長は言つたそうです。それで區長は、今晩喰べられないといふ氣の毒な人があつたために、二千元のポケット・マネーを出してそうして朝鮮人に與えた、その日は庁内で一人の檢束者を出した。ところが不幸なことに、この日數名の檢束者が出たのであります。が、庁内では一人だけの檢束、あとは全部庁外で檢束された。それで區長は早くその檢束された人達を歸してやるようにと思つて、その日五時頃警察へ自身が出かけて、全部歸すように頼んだ、併し不幸にも庁内で檢束された人だけが警察に残されて、ほかの者は全部その日のうちに歸された。と、區長は言つておられます。それから二十四日になるのであります。二十四日にも、三つの要求を持つて尋ねてお

るのであります。が、二十日に受付けた……ここで一つ抜けましたが、その二十日の日に、生活保護法の適用を十六件受付けて、調査の結果、九件採用したといつておられます。第一の要求は、生活保護法を自分が受付けたけれども、生活保護法がまだ適用されないうために、それを一日も早く即刻やつてもらいたいという要求と、それから市民税の減免をしてもらいたい、それから二十日に檢束された一人を早く釈放して欲しいといふこと、この三つの要求を持つて参つたのであります。でこのときは、學校の子供が二百名ほど、それに數十名の、三十名ほどですが、大人がついて、この要求を持つて行つたので、代表の三名と話をした。で、三名と話してゐる間に、外では二百名ほどの學生が歌を唱つてゐた。それから再三外の代表が面會を申込んで來て、最後には三十名ほどが上と下で呼應して騒ぐようになったので、區長は早く引揚げるようにと言つて注意をしたが、なか／＼それを聞かなかつた状態で、そこへ警官が、やはり區長が呼べと言わなかつたそうですが、やはり係官が連絡して、警官がそういう状態のところへ入つて來た。それで區長の部屋に警官が六、七名入り込んだので、區長は命令を出して、早く皆歸るやうにといつて、紙へ書いて貼り出したが、退去しなかつたので檢束が始つた。そして二十六、七名この日に檢束された。でこの日は結局何ら話がまとまらずに、皆が話をまとめることができないで終つた。そして私は、こういう状態が區長は身の危険を感じられたことがありましたかと言つたら、區長は、

絶対そんなことはありません、私は区民と親しくしておりますから、そんな身の危険を感じるようなことは絶対ありませんでした、こういう話でありました。それから問題になる二十七日になるのでありますが、二十七日にはほうへ、敷願書が出ていたようでありました。警察には、その二十四日に検束された人を帰して欲しいという敷願、又税務署には、税金を付けてくれ、区役所にも又それが来ておるのであります。区役所にはその日十七名ほどやつて来たそうであります。そして私たちは、朝鮮人一万名の朝鮮人を代表して区長にお願いに来た。それで二十四日に検束された人たちは釈放して欲しいためにお願いに来たのだ。そしてあの日は自分たちが悪かつたということをはつきり区長の前に言っておるのであります。二十四日には自分たちが悪かつたから、二十四日の事件を早く解決して下さい。そういう申出があつたので、区長はその十七名のうち十五名を区役所に残し、二名を連れてそして警察へ行って、署長に面会し、その意向を述べたところが、署長もこれに対して同意を示しておつた。そういう状態のときに電話がかかつて来て、今区役所が襲撃されているという報告があつたので、自分はあわてて区役所へ帰つた。ところが待たしておつた十五名は区役所で静かに待つておつた。そしてその十五名の言うには、残しておつた代表は区役所へ襲撃して来たのを見て、こういうことをしなければよいの、という意味のことを言つたそうであります。そして区長は、なお、自分はこういうことがあつても、なおこの朝鮮人諸君をよく世話をしよ

うと思つてゐる。面倒を見ようと思つてゐる。そしてこういうことで国外追放というやうなことが、区長、あなたに適當なことを思ふかどうかという私の質問に對しまして、こういうことは日本人でもよくやることです。これはなんなことで国外追放などということは無理なことではないでしょうか。このことを区長は述べておりました。大体当事者であつた区長はこういうふうな話をしておるのであります。そうしてなお私が最近聞いたところによると、金三徳という四十幾つになるのです。が、検挙されておる人の釈放運動が起つておるようであります。それも神崎郡福崎町駅前に住んでいる金三徳ですが、この釈放を朝連の人たちが中心になつて行なつておるのであります。それに對しまして、その福崎町の警察署長、町長、助役、班長という人たちが、釈放運動の敷願書の署名をして、三十名ほどが賛成をして保釈敷願書を出したそうであります。それから助役は、いつでも自分は証人に出廷するといふやうなことを言つてゐると、そういう話であります。こういうふうな、決して今度の事件をひどい騒擾罪、乱暴極まることとみに考へてない人もあるわけでありました。又警察のほうからは、その附近の人たちを一々聞きに歩いて、君たちはこの事件からどういふショックを受けたかといふことを聞き歩いて、それを書類にして提出してあります。併し又私たちの聞いておるところによりますと、その日、神戸の騒擾で傷ついたり、警官に追われたりした朝鮮人諸君が、日本人の家やその近所の家に飛び込んで、隠してくれといつて逃げ込んだときに、そこ

の人たちはそれを喜んで隠して逃がしてくれたいやうであります。そういうことは今言うことができない。証人を、この人が隠してくれたといふことを言うことができないために残念であります。が、單にあのときのショックを受けて、悪いほうだけに情に、やはり朝鮮人諸君たちにも同情しておるといふ市民がたたくさんあるといふことをお知らせしたいと思つてあります。まああの騒擾のあつた二十七日の当日の状況におきまして、ちやんとこういうふうな隠して区役所に敷願してゐる、その代表が交渉に行つてゐる留守中に学校に集つた七百から八百名の人の人たちの中に、お前たちの代表が交渉に行つてゐるが、代表は全部検束されてゐるぞといふデマを流布して、必要以上にあの朝鮮人諸君を刺戟したといふことでもあります。これは一つの挑発、いわゆる警察側の挑発と見ることができると思ふのであります。それから朝鮮人諸君から訴へられておりますことはたくさんありますが、ここにも書類で参つておりますから、皆さんに御覽願つたらいいのであります。あの日、裏門も表門も全部警官によつて包圍されてしまふ、その包圍の中で解散を命ぜられて、それで朝鮮人諸君は、こういう包圍の中で解散されて、一人ずつ出て行けば全部検束されるにきまつておるから、自分たちはその検束を避けるためにここを脱出しようといふのが彼らの申合せで、そのため手に組んで門を出たのであります。それを警官は行きすきさせて置いて、あとからそれを襲撃して、投石をしたり又あとのほうに、先頭には若い者が立ち、あとのほうに子供や婦人たちが

ついて脱出したのでありますが、その後ろのほうから婦人、子供を襲撃した。そのために前のほうを歩いて来た若い人たちが憤慨して、引返して来て、そして石の投げ合いや、撲り合ひが、始まつたのであります。が、人民といふものは、決してみずから進んで暴力行為に決して出るものではないとせん。これは私たちが常に見るところであります。人民は弱者であります。ですから常に防禦的な立場に立つ、これが人民の本当の姿であります。如何なるデモの場合にも、如何なるやういふ集会の場合にも、それを強権を發動して、実力を發動して弾圧してかかるのは警察官諸君であります。併し人民は決してその弾圧に黙つて辛のごとく屈服するものではないのであります。自分たちの身を護るために、防禦的な立場からそれに反抗する、これが人民の本当の姿です。それを稱して暴力革命といふふうにおつしやいますけれども、決してそうではないのです。人民はみずからを護るために、その暴力に對して抵抗すると、これがいわゆる暴力革命として伝わるころだと私は思ひます。決してみずから進んで暴力を振う、そういうことではないのであります。共産党が暴力革命を計画してゐるというやうなことをよくおつしやいますけれども、共産党はそういうことは考へてないのです。それから話が長くなるやうであります。が、地元民が非常に、地元以外の人々がたくさん参加してゐたといふことにつきましてもちよつと私は申上げたいと思ふのです。それはあの神戸の東神、西神の学校といふものは、中学、高等学校なんです。そうすると朝鮮人

の学校といふものは、そうほうへにはありませんので、兵庫県におきましても大体、伊丹、西宮、尼崎、あの方面からあそこに通う。西のほうは姫路附近、加古川、あの附近から神戸の学校に通うわけなんです。ところが二十四日のときに子供や父兄が検束された、それがずつと全県下に伝わりましたために、朝鮮人諸君が心配をして、相當あの学校へ集まる、ですから県内のほうへ集まつたといふことは、そういうことが原因なのであります。それから工作隊のことに關しまして長くお述べになつたやうであります。が、実のところ、残念ながら私は工作隊に對する知識を持つてゐないのであります。先ほども述べられたことは、全部檢察庁の調査によつて述べられたことでありまして、私たち調査団が実際にその工作隊の人に會つておつた聞いたことでも何でもないのであります。今の話は、檢察庁の一方的な見解に過ぎないと私たち思つております。何だか話を聞いておると、龐大なる組織で、あたかも赤衛軍が建設されておるやうな印象を受けるのであります。が、そんなものが今日日本にできておるといふやうなことは到底私たち考へることができないのであります。それからもう一つ、私は先ほど申し上げるのを落した点があるのであります。が、それではなぜあの日、同じ近い日にちに名古屋から神戸までのあいだに一連の動きが朝鮮人諸君の中にあつたかといふことは、一応疑念は疑念のことだと思ふのであります。私はこういうふうな解釈をするのです。あれは若しも統一された、そうして或る一つの

指導によつてなされたとすれば、随分まずい現われかただと私は思うので、私はそういうのじやない、あれは偶発的に起つた、併し神戸における朝鮮人がひどい目に会つておるといふことが新聞に発表されるならば、恐らくその刺戟は日本全国の朝鮮人諸君が受けるのであります。ですから大津の朝鮮人も、又名古屋の朝鮮人諸君もその刺戟によつて、ああ神戸ではこういうことをされておる。怪しからんというふうな考え、又神戸では生活保護法を今要求しておるそうだと、おれたちも苦しい立場にあるから、おれたちも要求しようじやないか、そういうふうに考えることはあり得るかも知れません。私は直接朝鮮人に、こういうことでやつたのかどうか聞いておりませんから、はつきりは申し上げられませんが、そういう刺戟によつて同じ行動がずつと広い範囲において起つたといふことは、一応言えるかとも思いますが、併しそれが裏面的な一つの組織を持つて、一つの指導によつてあつたことがなされておるといふことは、どうも私たちがそういう解釈はできないと思うのであります。それでこれは私は決して共産党の指導によつてでもなし、又一つの統一した組織の下に準備をして計画してなされたものではない。これは大正時代の米騒動が偶発的に全国的に起つたように、やはり朝鮮人諸君の民族性と、それから生活の突進から同じような形でこの暴動が起つたものだ、そういうふうには私は考えるのであります。

それではこれはどういうふうにしたら今後なほに納まるかと申しますと、これは警察力の増強では決して解決し

ない問題だと思つてあります。若しも警察力を増強する費用があるならば、その費用で日本の失業者を一人でも多く救うために、朝鮮人諸君の生活を少しでも楽になるように、むしろそういう方面に金を使うことに、むづかしいけれども、警察力を何万人殖やすといえども、我々人民の生活が今日ののごとく苦しくなつて行くような状態ならば、こういう行動は常に人民の中から起つて来る。共産党が晝寝をして、共産党員が一人もいなくなつても、なお大正時代の米騒動のごとく、こういう行動は日本全国に起つて来る。ですからそういうことを起さないためには、どうぞ失業者を一人でも少くするように考えてもらいたい。そして朝鮮人諸君といえども、戦時中本當に気の毒な目を受けた朝鮮人諸君に對しまして、隨順的な気持からでも、朝鮮人諸君の生活を護つて、保護して上げて頂きたい。そうすることに、今後こういう問題は起らない。そして朝鮮人諸君の自立自尊の氣持、獨立國としての誇りを傷つけないように、朝鮮人諸君には大体朝鮮語で、朝鮮の文化と將來の立派な朝鮮人を教育することのできるような自主的な学校を認める。そういう方向に日本の政治を持つて行くならば、私はこの問題は再び起らないように解決のできることだ。又これ以外には解決のできないことと私は皆さんの前に意見を述べさせて頂きます。

○宮城タマヨ君 もう時間がございせんから、私は端折りますのでございしますが、ただ時間がないだけでなく、今度の私は調査団に初めから加わるこ

とができませんで、名古屋、大津は技にいたしまして、漸く京都から加わつたのでございしますけれども、京都へ参りましたら、先ほどすでに報告がございしましたように、京都に朝鮮人事件はありませんが、とんでもないといふような顔をされたくらいでございしますから、これは岡山事件は大層あつたのでございしますけれども、私も調査いたしましたその主眼の問題からは外れておりますようございまして、結局私が加りましたのは神戸だけでございします。そして今検事の報告と弁護士の弁護とがございまして、宮城さんは判事の立場だ、判事の立場だと言われまして、私も本當に白紙で何も予備知識なしに参りまして、本當に正しいことを見たいといふことに努めたのでございします。その結果この一覽表を作つて頂きましたことも、これは皆様がたへの参考にもなりますけれども、大体は私自身の参考にしたといふことも随分ございまして、こういうものを作つて頂きました。これによつてずつと御覽になりますといふと、大抵結論の出ないところ、結論の出るところといふところは、おのずからわかつて来ると思つておりますが、起訴されまし人々、岡山事件を除きますと、百八十五人ございします。この起訴されしところの裁判がもう始まつておるようございしますから、おのずとこれは素人の裁判官でなしに、本當の判事が判決されるときに、事柄はやや明瞭になると思つておりますので、私の判決はここに申上げないこととございしますし、時間もございせんので省きますけれども、表面に現われましたところは、もうどこまでも朝鮮人の生活権

の擁護、それから学校問題、教育問題が主になつておりますので、それで問題の指導系統や、全国的の関連といふところを御覽になりまして、検察庁も市警の申し出ておりますことも、非常にはつきりしたことを言つておられます。でございしますから正式の裁判によつて、一部分はわかることだと思つておりますが、ただ私が一度も出なかつた問題について一つ附加して置きたいことは、私の調査団が神戸の検察庁でいろいろ調査いたしましたときに、朝鮮人その他日本人も混りまして陳情団がございしました。それで二、三十分で二、三人のかたに会おうといふところになりまして、制限いたしましたところが、時間的にも、人数も、大変長く大勢参りました、そうしてもう口々に訴えられましたことなんでもございします。その中で殊に私がとてもびつくりいたしましたことは、市警などの彈圧がひどくて、そうしてその一例を挙げますと、二階から、警察が、二つ三つになるくらいの子供を、窓を破つて二階から放つたといふことを訴えるのであります。それではその子供はおつこちてどうなつたか、死んだでしようと言つと、いいえ、死なないで生きていた。そのほかに警察の暴行の一例といひまして、子供をおんぶしておる、その背中の子供を棍棒で殴つたといふような、実に私も母の立場に立つております者が、若しこれが本當であつたならば、承知でんといふような問題を續々述べられしたので、どうしてもこの真相を知らせなければならぬといふ思いで、私もその晩、夜も日暮れておりましたけれども、そういう怪我人を扱つたといふ、

あそこは長田区役所の朝鮮人町のところの、大橋と申しましたか、大橋診療所に参りましてその真相を聞きまして、ところが、そういうことは絶対になかつたことがわかつたのでございします。それでそのほかまだ随分あばら骨を棍棒で押されて二、三本折つたといふような、哀れな話も訴えておりましたのでございします。医者の話によりましていふと、それらは皆うそだつたのでございします。ところがそういうことから随分針小棒大に朝鮮人がいろいろなことを報告しておるなといふうな感じを受けました。

これは本當に生活に脅やかされておる、長い間不遇にありますが人たちのこれは常のことでもございしますかも知れませんが、よほど私は今度の出張であつた人たちの陳情団に会ひまして、そうして見ましたことも、私たちがこの心構えに大変役に立つたといふようなことを感じたことだつたのでございします。併し今この同じ三人のものを、立場によつて、考え方によつて、ものの方というものは違ふものだな、そうしてまあ私たちもものの方の違ひを立場におります一人といひまして、この一つ／＼に反駁したい点もございしますけれども、専門の判事さんに任せることにいたしましたので、私はこれだけに置きたいと思つております。

○委員長(鈴木安孝君) 只今の御報告に關して御質疑はございせんか……御質疑はないようです。すから次に移ります。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(鈴木安孝君) 速記を始め

○委員長(鈴木安孝君) 次に犯罪者予
防更生法の一部を改正する法律案につ
いて政府より詳細の説明をお願いした
いと思います。

○政府委員(齋藤三郎君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして逐條御説明を申し上げたいと思ひます。

この改正法律案は、同法の第十條の地方委員會の組織を規定しております。法律の一部を改正する案でございます。現行法によりますと、地方少年及び地方成人保護委員會というものは、全国八つの各高等裁判所の所在地にございまして、中央の委員會の監督の下に、その管内の刑務所、少年院等から仮出獄及び仮退院の申請がありました際に、それを審理決定いたし、かようにして保護観察に移りました者の保護観察の監督をいたし、本人の成績が極めて悪いという場合には、又それを審理いたして仮出獄を取消す、こういうような機能を以て運営されております。然るところ、この委員會は、現行法によりますと八つの少年、成人の委員會が全国同じように三人の委員で構成され、三人の合議体で決定するようになっていますが、昨年の四月から、施行法によりますと、こ

の仮出獄、仮退院の許可をいたします。実際に、書類審理で済むような、出発するに、止むを得ずようなことをいたしておたのでありますが、昨年の四月一日からは、委員のうちの一人が必死に面接をいたしまして、本人の

申立てをよく聞きまして、その他所要の十分なる調査をいたしてこれを審理決定いたすことになつたのでございませう。かように本人に面接するということになりますと、一々その施設からその委員会の所在地に対象者を呼ぶということは、到底できかねますので、委員のほうから各施設に参りまして、現在では單なる刑務所内ばかりではございませんで、刑務所の外に参りまする作業場、こういうものにも参りまして、本人によく会つて本人の申立て、

本人の希望等を十分聞いていたしておるのでございます。ところが関東……新潟、静岡、それにいわゆる関東地方を含めまして、一都十県を管轄いたして、他と同様に三人の委員で少年成人共にこの事務をいたしておるのでございますが、事件の件数から申しますと、全国の二割一分強、平均の約二倍近くの事件を処理いたしております。し、新潟長野等非常に遠隔の地にも施設がございますので、三人では非常に事務が繁忙でございますして、辛うじて処理をいたしておるような状況でございます。それで来年の四月からは、この三人の委員を関東に限りまして、少年成人共に五人にいたしましたして、そしてこの事務を処理して行きたい、かような趣旨でこの改正案を提案いたしましたのでございます。なお五人といたしましたのは、合議体でございますの

で、四人ではどうもまずいので、奇数を選びまして現在三人のを五人にいたしました次第でございます。なおこの改正と即応した予算的な措置も講じて御審議を頂いておるような状況でございます。

○宮城タマヨ君　今まで、去年の一月でございしますが、書類審理をしておりましたものを、全部今は面接をなさるのとおつしやつたのでございしますが、この面接をしておきめ下さるのは一番いいことには違ひござい、ませんけれども、非常に煩瑣になりまして、却つて長引く……この処分が長引くというようなことはございませんですかしら。それで伺いたいことは、この受理件数に対して許可率はどのくらいになつておりましようか。

○政府委員（齋藤三郎君） 面接につきましては、單なる書面審理だけではどうしてもいけない、本人に直接会つて、相当の教養のある、又将来出たあとのことを世話なさるかたが直接会つて、十分確信を持つて當る、こういうことが必要であるという理由で、本法において第三十條でございましたか、面接をしなければならぬと、こういうようにいたしまして、発足早々手不足の間だけは、昨年の、約半年でありましたか、一昨年の七月から施行になりました、昨年の三月末までは止むを得ない間だけは面接をしなくてもよろしい、こういう暫定的な措置を講じて、四月からは本法通りにしております。なお地方委員のかたが非常に勉強なさいます、私も見るところでは、先ず／＼そう遅れているというより、うなことは無いと思つております。又實際の統計の数字からも未済で年末を

越しました数が余り多くございませんので、きょうなことはない存じております。なお許可率につきましては、ちよつと統計がございませんので数字は申上げられませんが、極めて少しでございます。又次回に数字のことはよ

く調べて申上げたいと存じまするが、非常に少うございます。又實際そのやり方につきましては、かようなことをいたしておることを附加えて申上げたいと存じますが、大体法律によりますと、刑期三分の一に達して初めて、仮出獄が許されるという刑法の規定になつております。それをその二月前に刑務所のはうから、あらかじめ本人の成績及び将来の生活設計、その他の所要の事項を書いて地方委員会のはうに提出をしてもあります。その地方委員

会がすぐ本人が帰りたいと言つておるその地方の管轄しております、手足でございしますが、保護観察所、そこに廻わしまして、その観察所がその本人の寄留地の近くにあつて、而も適當であると思われる保護施設に依頼しまして、本人の申立てが本当であるかどうか、中には本人が自分の親戚であるとか、申立てても、それを調べて見ると、そうではなくて、先に犯罪を犯したときの仲間であるとか、或いはいかがわしいところであるとかいうこと等もございします。さようなことを十分に観察所から調査をいたしまして、そうして刑期三分の一に到達するまでに観察所のはうからその回答を委員会に提出させる。従いまして、本人が帰りたいといふことがどの程度まで本当であるか、又元の保護の環境がどの程度になつておるか、どうしても差支えないかといふことが委員会にわかるわけでござい

ます。それから、更に刑務所のほうから二月前に出しましたもの、二月後の丁度刑期三分の一に達するときまでの、その後の成績、本人の情状、それから本人が仮出獄を希望しているかどうか、及び刑務所長として仮出獄を適

当とするかというような書面を出しまして、それを一括いたしましたので、即ち委員は所内の成績及び所外の受入態勢がどうなっているかということをも十分に調査書を以て本人に面接をして本人に十分よく聞いて見る。そうして、そこで一つの心証を得て、それを委員会に歸りまして報告して、それで決定をいたします。かようにいたして、おります。

大体仮出獄の数は、この制度が始まるときよりは幾らか少くなつておりますが、大体同じわけでございます。幾

らか少くなっております。この統計で
 いっておりますと、私はうろおぼえで
 ありますが、感じは間違ひございませ
 ん。なお取消の数これは必ずしも、
 委員会の成績ということだけではない
 のかも知れないと存じます。それはわ
 かりませんが、併しこの制度が始まり
 ます以前の仮出獄の取消数が、約一
 二、三％でございましたが、昨年末期
 あたりは七％幾らというような数字に
 なっております、まあ、觀察所、地
 方委員会及び保護司さんのかたぐいの
 非常な御努力によつて何がしが、お
 得な立場にいるのではないかと、か
 ように存じております。

○宮城タマヨ君　今のお話はわか
 りませんが、それでも、それは引受
 手が、それで、引受手が、ない、
 仮釈放、仮退院のときにその引受
 手が、ない、という、出したいけれ
 ども、ないが、というような場合で
 ございませぬ、そのときに委員会
 は、觀察所を、

通して、何かこういうものを引受けてくれる保護司でもないかということもいつも交渉されるわけなんですから。調査だけではないに、そういう場合はどうなつておるのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) この保護観察の仕事は勿論ただ冷静に客観的に見てゐるから出すということではなくて、むしろ積極的に親が悪くて犯罪を犯したとか、夫婦関係が悪いので、犯罪を犯したというような場合には、積極的にいろいろ御相談に応じて、それをできるだけ改善する、御指摘のような引取手が無いという場合にも、できるだけ引取手が出来るのが引受けてもらへるかどうかということを探しまして、そうして、それが成功すれば出した、又本人が本当にいいのだが、本人はもう大丈夫見込あるのだが、どうしても、家が無いという場合には、生活保護の施設を考えると、或いはそれも不可能なときは更生緊急保護法が昨年の五月から施行になりました。それによつて更生保護会というものができております。さうなところも考慮いたして、できるだけ本人が更生の道を辿つておる、而も見込があるという者は全部出すようにしたい。併し、更生保護の施設が余り十分ではございませんので、まだ遺憾な点がございするが、それは今後大いに努力いたしたい、かように存じております。

○宮城タマヨ君 実は、この間四国の少年院に参りまして、集団逃走の原因等を調べたときに、あの初めに四十八人が集団逃走をいたしました一番の首謀者と見られる門田という子が、なぜそういうことを企てたかという原

因について委員長の説明するところ及び本人に聞きましたところによりますと、この門田はもう退院できるようになつておりますけれども、引受手がないために、それで本人自身はお赤飯を炊いてもらつて、螢の光を歌つて卒業者として送り出される何回かの子供たちを送つても、自分はその番が来ているのだけれども、ただ引受手が無いという事で出られないというところに本人が非常に自暴自棄になつて、どうせ出られないなら飛び出してやろうというやうな考えを起したというのでございしますが、そこで私は委員長に申上げたのでありますけれども、こんな大勢の保護司が網の目を張つてゐるのに、何かの方法でこの子供をあずかるという人はなかつたのでしたのか。その交渉はできたのですかと申したの

でございしますが、それについては、はつきりした答えを得られなかつたのであります。それは実際問題といたしまして、おつしやつてゐるやうなことが行われていない場合もあるのじやないでございまいしょうか。この点は私は子供の保護の上に大変必要なことじやないか、実際問題といたしまして、と思つております。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今御指摘の点、誠に大事な点を御指摘頂いたのでございしますが、実際私も最近地方を廻つて見まして、その間の連絡が十分行つていない。少年院側に言わせましますと、観察所はまだ微力であつて、頼みに足らんから自分のほうで全部受

つた二、三人ぐらしか観察所の手で行き所を整えられてもらへなかつた。その他は少年院側で自分の力で受入先を探したのだ、さうな関係で、受入先がないと少年院のほうからも仮退院なり、退院の申請ができないというやうなことを委員長から伺ひまして、その点まだ十分連絡が足りない、又観察所の体制も誠にまだ十分でございませ

んの、手の届かないところもあるというのを感じております。今後十分連絡をとつてその点は改善して行きたい。なお陣容の整備面についても十分努力をいたして頂きたいと思つております。

○宮城タマヨ君 保護司が全国にあんなにも、五万人以上も任命されてゐるわけでもございしますが、それが余り熱がない。本當の意味で今言うやうなことを、局長は地方を實際見て廻つていらつしやいますように、本気でないやうな点がございしますというところは、結局手当がないということも一つの原因じやないものでございまいしょうか。ほうほうに参りまして、それは思ふ存分の働きをして見たいと思つけれども、余り政府も人を馬鹿にしていて、無報酬、無報酬と言つてゐることは少し受取れないというやうな声が私どもに聞えて来るのでございしますが、如何でございまいしょうか。

○政府委員(齋藤三郎君) 私當面の責任者としていろいろなところに参りまして、いつでもその面では被告の立場に立つてお叱りを受けてゐるのでございしますが、法律が、保護司の仕事につきましまして、明文を以て報酬を與えないというの言つております。これは結局この仕事は社会奉仕の仕事である、報酬目当でない仕事である、そういうことから申しておるのでございす。併し實際にかような現在のような経済情勢において、保護司が一週間に一遍、二週間に一遍、何にももらわな

もらつておらんから、こういう勝手なことが言えるのだという感慨を漏らしておられました、全くこれのかたがたは報酬目当でないということに働いて頂いております。なお宮城先生からの今の御指摘で、余り熱心ではないのではないかという点御指摘でございしましたが、一応私もこの仕事に入りましてまだ日が至極浅いのでございまして、初めはさうなことも聞きましたし、又さうなことになるのでござい

はないかというふうに私も考へております。その後、福島事件であるとか、京都の事件であるとか、いろいろな事件がございまして、関係司令部からもいろいろ御注意がございましたので、選挙会の規定も嚴重にいたしました。その地方の有識者のかた々にも選挙会に入つて頂いて、そこで十分に練つて頂いて、その人を保護司に委嘱する

○宮城タマヨ君 この保護司が一面倒なのは報告を書くことなんだそうでございす。實際に観察はしておるけれども、私この報告用紙を見ますと、非常に簡単になつて昔とは違つており

ますけれども、併しあれさへ書くのがと一も面倒だから、それで保護司の一区画ずつに一人の有給保護司を備つて頂いて、そうしてそのかたがまとめてそれを書いて下さるというようなことにすれば、非常にこの仕事はスムーズに行くのではないかとこのようなことを、私それこそは極く最近に参りました四国の二カ所でも、高松、高知二カ所でもそういう御意見がございまして、これは是非実行して欲しいという御希望でございまして、ちよつとそのことを附加えまして、この法律案について伺いますが、この保護委員会が受理しております事件は、成るほど関東地区は一番多うございまして、随分大変だと思ひますけれども、併しこれを今関東地区だけを三人の委員を五人にするというとは、又次にほかのところが増してこれというふうな場合に、順々に追いかけるというふうなことはしないのですか。この点を私は非常に案じております。近畿も随分事件が多いようございしますが、それから場所的に言えば北海道なんというあの広い地域で三人の委員では、その点随分これは御苦労ではないのですか。四国なんかそのように伺つておりますけれども、この点は一つ関東地方だけ五人にするということを一つ説明して頂きたいのでございます。

○政府委員(齋藤三郎君) 私どもこの予算面を離れまして、率直に希望いたしますのは、現状においては北海道ももう少し人数を増やして上げる必要があると存じます。併しながら北海道は御承知のように名譽作業班という刑務所から北海道開発のために毎年三千人ばかり、ここ二、三年続けて送つて

おります、さような事務的件数が多くなつていくと、一つは地域の広い、交通機関が発達していないというやうな点でありまして、この名譽作業班も来年度は規模が大分縮小されるやうにも聞いておりますので、まあ本年度はこの審理に当りまする觀察官を若干増員いたしまして、委員のほうは今までのままでやつて見て頂いて、その結果もう少し落ちついてから増員のことも考えたい、かように存じております。近畿は件数は相当ございしますが、交通機関が非常に発達しておりますが、殆んど日帰りで行つて帰つて来れるというところございしますので、これはまあ当分の間は我慢できるのじやないか。その他考えられますのは九州でございしますが、これもまあ一応今のままでやつて見て、どうしてもいけなければ又そのときに考えますが、差当りこれに就いてすぐ増員を考えると、これは現在考えておりませんです。

○宮城タマヨ君 併しこれは五十歩、百歩でございしますから、殊にここで法律の一部改正をやつて、関東だけ二人増やすということはどうでございしますかね。もつと強い予算上の措置でもどうしてもということがございしますれば何でございしますけれども、又次に、又次にということにはなりませんでございしますか。

○政府委員(齋藤三郎君) すぐこれを引續いてすぐに増やすというところは現在考えておりませんでございします。大体東京が保護司の数から申しまして、五万二千五百のうち一万六千人の保護司を擁しておりますし、件数から言ひましてもほかのところの大体倍くらいはやつておるのであります、これは本当に別格官幣社と言つていいのではないかと。その他のところは、そこまでは至つていないので、今後の刑務所の施設の設置状況や収容状況やらが著しい変更をいたしたければ別でありますけれども、現状においては一応関東だけの増員で、暫らく、今後の情勢が特段に変化すれば別でございします。現状においてすぐにこれに追つかけて又変更するということは、考えなくてよろしいのではないかと、かように存じております。

○宮城タマヨ君 すべての者に面接するということは、まあ面接は特定の者にしまして、大体において書類審理ということにして、人数を増やさないというところをお考えになれないのでございしますか。

○政府委員(齋藤三郎君) やはり施設でない、別箇の人が面接する、而も施設ではわからないやうな、な材料を揃へて、そして行つて直接本人に会うというところが、この保護の始まるきつかけでは非常に大事であると思ひます。そこでそこがうまく行くということが、本人が又それに何と申ししますか、非常に最初の面接がこの仕事には大事な点である、かように一年余り面接して頂いてる全国の各地の委員のかたもそういう感想を持つておられますので、やはりこれは非常に大事な点である、かように存じております。従ひまして面接を抜きにして書面審理だけでやるというところは考えたくない、まあそういうことはないのでございします。刑務所の立場でやうりになれば、やはり刑務所の都合というところも入るのじやないかという工合に、外部から見られることもござい

すし、やはり本人の将来の更生の途を指導する、面倒を見て上げる、その人が十分の資料を持つて直接本人に会うということがやはり大事な点である、かように存じております。

○宮城タマヨ君 その点は大変よくわかるのでございしますけれども、実際それは面接するということのいいことは、面接して見て専門家であられる委員のかたがそこに面接して、ああこの子はこういうところに頼みたいというので、その委員とすぐ連絡をとつて、丁度外国が委員会を持つて……、まあ適切なところにすぐに出すというやうな、こういうた血の通いがあるというやうなやりかたでしたら、私どもはそれは書類審理よりも面接がいいということをお言ひしますけれども、今のやうなやりかたですと、まあ或る程度まではその施設の所長なり、委員長なりの内申によつてそれを取上げるということも私はそう大した、効果が薄いと申われないのでございします。それはまあ勿論面接に越したことはございしませんけれども、今ここで委員を増すなんというところになつて、たび／＼この法律の一部改正をやつて行かなければならぬということになつたら、随分煩雜なことになるのじやないかと考えたから伺つたのです。

○政府委員(齋藤三郎君) 現在中央委員会の職員が数少ないので、十分血の通うやうに第一線のかたと委員会のかたとの連絡が不十分な点はあると思ひます。併しやはり仮釈放パロールをやるといふことについての面接といふことはやはり最初の出发点である。それはやはり省略をしないほうがいいのだとこいうやうに存じております。その場合の連絡の方法について十分血の通うやうに研究したいといふ、かように考へております。

○委員長(鈴木安孝君) 本案の質疑は更に次回に継続いたすことにいたします。本日はこの程度で閉じたいと思ひます。次回は十三日午後一時から開會いたします。これにて散會いたします。

午後四時三十八分散會
出席者は左の通り。

委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君
宮城タマヨ君

委員 長谷山行毅君
山田 佐一君
齋 武雄君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

政府委員
中央更生保護委員會事務局長 齋藤 三郎君
事務局側
常任委員 長谷川 宏君
會専門員